

## 「避難行動要支援者 避難支援制度」について

日頃から、本市における地域福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

近年、全国的に豪雨災害が頻発しており、災害に対する備えがより一層重要になっております。阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋から救助した人の7割以上が家族や地域住民により救助されており、地域における共助の取組は大変重要な役割を果たしています。

本市では地域団体の皆様の御協力のもと、「避難行動要支援者 避難支援制度」の取組を進めています。この制度は、災害時に自力での避難が困難な人（避難行動要支援者）を平常時から地域の皆様に知っておいていただき、災害時の共助による避難支援を円滑に進めることを目的とした制度です。学（地）区ごとの取組状況は次のとおりです。

学（地）区ごとの状況		学（地）区数	学（地）区名
情報提供 済	個別計画 作成中	66	東、西、南、霞、川口、深津、樹徳、泉、旭、光、引野、蔵王、千田、御幸、津之郷、赤坂、瀬戸、熊野、水呑、箕島、大津野、坪生、春日、神村、本郷、東村、今津、松永、柳津、金江、藤江、伊勢丘、多治米、旭丘、福相、桜丘、加茂、駅家、宜山、服部、緑丘、西深津、野々浜、幕山、久松台、新涯、山手、日吉台、川口東、駅家西、大谷台、明王台、横島、田島西部、田島東部、網引、千年、常石、山南、神辺、御野、竹尋、湯田、中条、道上、高島
	個別計画 未作成	6	鞆、高西、曙、有磨、山野、能登原
情報提供 未済	独自取組	4	走島、駅家東、常金丸、新市
	未取組	4	手城、広瀬、長浜、戸手

現在、多くの学（地）区に取り組んでいただいておりますが、学（地）区によっては、高齢化等の影響から、避難行動要支援者が増加する一方で、地域内での助け合いが困難な状況です。

このため、今年度から、「支援をより必要としている人」の避難支援を円滑に行える体制づくりとともに、地域の負担軽減を図るため、避難行動要支援者の要件見直しを行いました。

個別計画未作成や未取組、独自の取組をされている学（地）区につきましても、避難支援の取組の推進について、御検討ください。

## 避難行動要支援者の要件見直しについて

### (1) 見直し後の要件

在宅で生活し、自力での避難が困難な人で、次のいずれかに該当する人  
(長期入院・施設入所者は対象外です。)

- ① 介護保険要介護3以上の認定を受けている人
- ② 身体障がい者手帳1級または2級を所持する人
- ③ 療育手帳④またはAを所持する人
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する人
- ⑤ その他必要と認められる人

※ 「より支援を必要としている人」の避難支援を円滑に行うため、「一人暮らしの高齢者(75歳以上)」及び「高齢者のみの世帯の人(2人以上の世帯で、全員が75歳以上)」の要件を見直しました。

### (2) 要件に該当しない登録者への対応

見直し後の要件に該当しない75歳以上の登録者に対し、引き続き地域の避難支援を希望されるか意向確認を行います。

意向確認の結果、支援を希望する者は(1)⑤に該当する者として、登録を継続し、支援を希望しない者は、登録を取下げします。

### (3) 意向確認の方法

2023年(令和5年)6月1日付で、対象者へ意向調査票を発送し、意向確認を実施しております。

郵送による意向確認に未回答の者については、民生委員の皆様にご協力いただき、9月から10月に自宅訪問による意向確認を行う予定です。

福山市保健福祉局福祉部  
福祉総務課  
担当：上田，高田  
電話：084-928-1045